

地方独立行政法人長野市民病院の第2期中期目標期間終了時の検討について

地方独立行政法人法第30条第1項の規定に基づく地方独立行政法人長野市民病院の第2期中期目標期間の終了時における検討について、同条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会の意見を徴した結果、下記のとおりとする。

令和3年10月28日

長野市長 加藤 久雄

記

1 業務の継続又は組織の存続の必要性

地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）は、地域の中核病院として、他医療機関等との機能分担と連携強化を図りながら、「救急医療」、「がん診療」、「脳、心臓、血管診療」をはじめとする高度急性期医療の一層の充実に努めるとともに、訪問看護や地域包括ケア病棟の活用など在宅医療の支援にも積極的に取り組んできた。

今後、人口減少・少子高齢化の進展による医療需要の変化や、医療制度改革・働き方改革など医療を取り巻く環境の変化に適切に対応し、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえながら、良質な医療を将来にわたって持続的に提供していくため、引き続き法人において業務を継続することが必要である。

2 業務及び組織全般の検討

第3期中期目標の策定に関する検討をもって、業務及び組織全般の検討とする。

3 所要の措置

第3期中期目標を法人に指示することをもって、所要の措置とする。